

報告第四号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十三年二月十五日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立小岩図書館新築 工事	株式会社伊勢崎組 代表取締役 伊勢崎 昭一	22. 6. 15 (322 日間)	円 588, 000, 000	今回 22. 12. 27	円 603, 306, 900 (15, 306, 900) (2. 6%)	建物基礎部分の掘削土の処分方法を再利用から廃棄へ変更したこと等による増
土 木 工 事	新川護岸耐震補強工事（その2）	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	21. 10. 27 (390 日間)	円 543, 900, 000	今回 22. 11. 5	円 563, 421, 600 (19, 521, 600) (3. 6%)	地盤改良工において河床土の隆起 ^{かしょうど} 量が設計量以上に生じたため、その掘削土の処分費を追加したこと及び将来緑道の基礎となる盛土の強度確保のため、セメント改良を追加したことによる増